

## 国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方は

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除)、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

### 10年以内に追納を

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するため、経済的にゆとりができたときに、10年以内であれば、遡って古い月分から納める「追納」ができます。

追納できる期間の順序は、原則として先に経過した月から順次納めなければなりません。しかし、学生納付特例期間または、若年者納付猶予期間よりも前に保険料免除期間がある場合には、どちらを優先して納めるか、本人が選択することができます。

追納する保険料額は、保険料の免除や猶予された当時の保険料額です。ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納されると、一定の加算額が上乘せされます。

なお、追納した月については、追納したその日に保険料が納付されたものとみなされ、基礎年金などの受給資格期間や年金額などの計算において、保険料納付済期間として取り扱われることとなります。

### 追納するためには

保険料を追納するための納付書の発行には申し込みが必要です。追納を希望されるときは、「国民年金保険料追納申込書」を提出してください。この申込書は、自分の免除または猶予を受けた期間を確認して記入することになっていきます。保険料の免除・猶予を受けた期間の確認については、大垣年金事務所(☎0584・78・5166)へ問い合わせください。

追納の申し込みをして承認されれば、通知書と納付書が送られてきます。納付書に記載されている期限までに追納しないと、納めた保険料は還付されません。また、古い月の保険料から順次、納めなければなりません。誤って新しい月から保険料を納めた場合、保険料は還付されますので、ご注意ください。

### 問い合わせ

大垣年金事務所

☎0584・78・5166

## 令和元年10月1日より年金生活者支援給付金制度がはじまります

年金生活者支援給付金とは、公的年金などの収入や、所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

### 対象となる方

- 老齢基礎年金を受給している方で、以下の要件をすべて満たしている方
- ✓65歳以上であること
- ✓世帯全員が市町村民税が非課税となっていること
- ✓年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下であること
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、以下の要件を満たしている方
- ✓前年の所得額が約462万円以下であること

### 請求のお手続きについて

- ①平成31年4月1日以前から年金を受給している方  
対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届いています。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し、提出してください。
- ②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方  
年金の請求手続きと併せて、大垣年金事務所または役場保険年金課にて請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください！  
日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。くれ

ぐれもご注意ください。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときは、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』

☎0570・05・4092

(ナビダイヤル)

## 税金納付は口座振替が便利

町税などのお支払いは、口座振替が大変便利です。納付に出かける手間が省けるだけでなく、納期限を忘れて督促手数料や延滞金がかかるといった事態を防ぐことができます。ぜひご利用ください。

申し込みは、税務課もしくは町指定金融機関(ゆうちょ銀行での口座振替ご希望の場合はゆうちょ銀行)まで。手続きには通帳、通帳の届出印が必要となります。(納税通知書をお持ちの場合は窓口までお持ちください。)

### 今月の納税

町県民税 第3期

国民健康保険税 第6期

納期限10月31日(木)

### ★延長窓口サービス★

毎週水曜日は、午後7時まで税務課窓口業務を延長しています。

町税の納付など、お気軽にご利用ください。